

広島県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、三次市選挙管理委員会から報告があった。

令和二年十一月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
吉舎生涯学習センター	三次市吉舎町吉舎 718 番地 1	令和 2 年 11 月 5 日
吉舎老人福祉センター	三次市吉舎町吉舎 718 番地 1	令和 2 年 11 月 5 日
吉舎共同福祉施設	三次市吉舎町吉舎 716 番地	令和 2 年 11 月 5 日